

第11回 名張市市民活動支援センター運営委員会会議録

日時 平成21年4月28日(火)19時から21時

場所 名張市市民活動支援センター

出席者

(委員) 梶原重信、坂本直司、石見彰教、数本有喜子、吉井正男、福永英世、宮川忠彦、
栗木かおり

(市) 企画財政部 地域経営室 室長: 奥村 副室長: 萩田 垣中 末次

委嘱状の交付

室長より各委員へ委嘱状の交付

会長及び副会長の選任

会長: 吉井正男 副会長: 数本有喜子に決定

名張市市民情報交流センターについて

市より新センターの概要について説明

(意見)

- ・カウンターに立て札を置いてはどうか。
- ・学生の図書館にならないように、様子を見ながら対応すること。しかし、市民活動をしたい高校生まで排除してしまわないよう注意が必要。
- ・6月13日までの間(7日~12日夜間以外)に三交の担当者を呼び、運営委員で内覧会を開催すること。
- ・何に使う施設か良くわからない。
- ・職員に現支援センターからの改良点等の意見を聞き極力反映させる。
- ・市民活動は市民のための活動であり、一般的の市民の方も広く入ってきてもらいたい。市民活動をすでに行っている人のみの利用にならないように注意。
- ・団体の紹介ファイルを作り閲覧してもらえるようにしてはどうか。
- ・共用部分の廊下を活用して情報発信できないか。また、1階部分で情報発信できることはないか検討が必要。
- ・市のHPのみでなく、広報で特集を組んでPRが必要。
- ・P連の会議の中で市民活動の紹介をしてもらえないか。
- ・駅前の立地条件を生かし、仕事帰り等にフラット立ち寄り、ボランティアを探すことの出来る場にしたい。
- ・自宅で埋もれているすばらしい人材を発掘していく必要がある。人材バンクのようなもの。
- ・地域づくり組織へのPRが必要。
- ・松阪市、四日市市の事例見学を行いたい。

名張市提案公募型事業について

市より事業概要について説明

(意見)

・広くPRし、良い企画があがってくるようにしたい。

その他

市より平成16年4月～21年3月末までのセンター利用状況について説

明

毎年利用が増えている。大判印刷が好評で、一枚あたりの単価が高いものが
増え、収益が伸びた。

市より運営委員会に伴う支払等調についての説明。

新任の運営委員については交通費の内訳を提出してもらいたい。

以上

(仮称)名張市市民情報交流センターの運営方針について

はじめに

名張市は新しい中心市街地の整備により、駅前にふさわしい賑わいの創出と機能的で質の高い都市空間の形成を目指し、平成6年度から中央西土地区画整理事業に着手し、その後、整備工事の完成に伴い、平成18年度からそれぞれ区画の立地条件を活かした土地利用が図られています。

この計画区域内において、近鉄名張駅東口から約200mの近距離のほか、都市計画道路名張駅桔梗が丘線に面する位置に、名張市総合計画において「人権尊重を原点に、自立と支えあいでつくる福祉の理想郷」を目指すまちづくりの基本理念に沿って、(仮称)名張市市民情報交流センター(以下「センター」という。)を設置し、利便性と機能性を有した施設を活かし、人権尊重と市民が主体のまちづくりの推進に寄与することとしています。

センターは、市民の誰もが気軽に立ち寄れる施設であり、市民活動団体や地域団体と市民との活発な情報の交流を図り、そのことにより賑わい創出の拠点となることを目指します。

1. 施設の施設概要

市が所有する中央西土地区画整理事業区画内の公益施設用地(5,000m²)において、民間事業者の三交不動産株式会社に貸出し、同社が建設する民間施設の概要は次のとおりです。

市は、その施設の一部を賃借し、センターを設置します。

(1) 民間施設の構造及び規模

A棟：鉄骨造 地上2階建 延床面積 1,013.37m²

B棟：鉄骨造 地上1階(屋上駐車場) 延床面積 2,258.65m²

(2) 施設内訳

公共施設(市の賃借部分)

A棟(2階の一部)(仮称)名張市市民情報交流センター

床面積 301.82m²

民間施設

A棟 商業店舗(1階及び2階の一部) 延床面積 711.55m²

B棟 スポーツクラブ 2258.65m²

駐車場（146台予定）駐輪場（43台予定）

供用開始日 平成21年6月予定

2. センターの施設概要

センターの主な施設内容は次のとおりです。

名 称	面 積	備 考
交流コーナー	104.78 m ²	一部会議室として利用可
会 議 室	47.50 m ²	50人規模会議室常設 最大80名対応
相 談 室	14.94 m ²	人権センター相談室
	14.67 m ²	男女共同参画センター相談室
IT情報発信コーナー	8.58 m ²	
事 務 室	40.36 m ²	・市民活動支援センター ・男女共同参画センター ・人権センター
作業ルーム	26.84 m ²	
キッズルーム	10.01 m ²	
給 湯 室	4.44 m ²	

3. センターの管理運営

（1）休館日及び開館時間

休館日 毎週月曜日と12月29日から1月3日まで

開館時間 午前9時から午後10時まで（夜間利用の場合は事前予約必要）

*夜間の利用予約が無い場合は午後7時で閉館

（2）使用料

区分	基本使用料		加算使用料	
	屋室料 (1時間につき、電灯料を含む)		冷暖房料 (1時間につき)	設備器具料 (1回につき)
	昼間 (午前9時～ 午後7時)	夜間 (午後7時～ 午後10時)		
会議室1	400円	480円	100円	放送装置(設置型)1式：200円
				放送装置(簡易型)1式：100円
会議室2	400円	480円		映像器具 1式：200円
				持込照明器具1キロワット未満：100円
				持込照明器具1キロワット以上：300円

市民が営利目的で使用する場合は、基本使用料の3倍とする。

市外の者が使用する場合は、基本使用料の2倍とする。

市外の者が営利目的で使用する場合は、基本使用料の5倍とする。
基本使用料及び冷暖房料の1時間未満の使用については、1時間として計算する。
設備器具料の算定において1回とは、使用時間4時間以内をいい、4時間を超える利用については、4時間を単位として加算する。
使用時間には、準備及び原状回復のための時間も含むものとする。
市民公益活動登録団体は基本使用料の1／2減免

4. センターの業務概要

センターは「名張市市民活動支援センター」、「名張市男女共同参画センター」及び「名張市人権センター」の3センター機能を有し、センター内には、市民の活発な活動支援と3センターの機能を充実するために、交流コーナーや会議室、相談室、作業室等を設置します。

なお、駐車スペースについては、民間施設と共に有料となります。

ただし、相談者や会議室利用者等が無料になるシステムを想定しています。

貸館業務など施設管理は、名張市市民活動支援センター（まちづくり推進室）が中心となり各センターの職員間で協力して行います。

名張市市民活動支援センター

市民公益活動団体の活動促進のための調査研究や各種情報の収集と提供、活動課題の解決のための企画事業や相談業務の実施など、市民公益活動の拠点施設とします。

また、立地条件が駅や市街地に近いことから、利便性の向上が図れるとともに、いろいろな人々が集い交流することで、情報発信の場とします。

主な事業の内容

〔交流〕	市民活動団体の打ち合わせ及び活動団体間の交流の場 インターネットでの情報検索 ロッカー及びメールボックスの利用 市民活動に関する講座及び研修会の開催 市民活動に関する情報収集及び情報発信
〔作業室〕	コピー機、簡易印刷機の利用ほか
事務の体制	職員（臨時職員・再任用職員）2名

名張市男女共同参画センター

男女共同参画の推進に向け活動する市民や市民団体の自主活動・交流機会を図るほか、女性・男性問題に関する調査研究、職業支援等の相談など、男女共同参画を推進する事業を実施するなど、市と連携して市民、事業者、市民団体等が取り組む活動を支援する拠点施設とします。

主な事業の内容

[相談]	女性弁護士による法律相談（毎月第1金曜日） 女性相談（毎週火～金曜日） 男性の悩みと生き方相談（毎月第2木曜日） メンタルヘルス相談（毎月第4水曜日） チャレンジ支援相談（毎月第1、3火曜日） おしごと広場みえ（毎月第1、3水曜日） 若者就業サポートステーション・みえ（毎月第2火曜日） 若者自立支援相談（毎月第4土曜日）
[講座・研修等]	男女共同参画推進のための講座・研修会の開催 21世紀職業財団によるセミナー等の開催 人材育成のための講座
[交流等]	男女共同参画の推進に関わる市民及び市民団体間の交流拠点
事務の体制	職員（又は臨時職員）1名　　相談員　1名

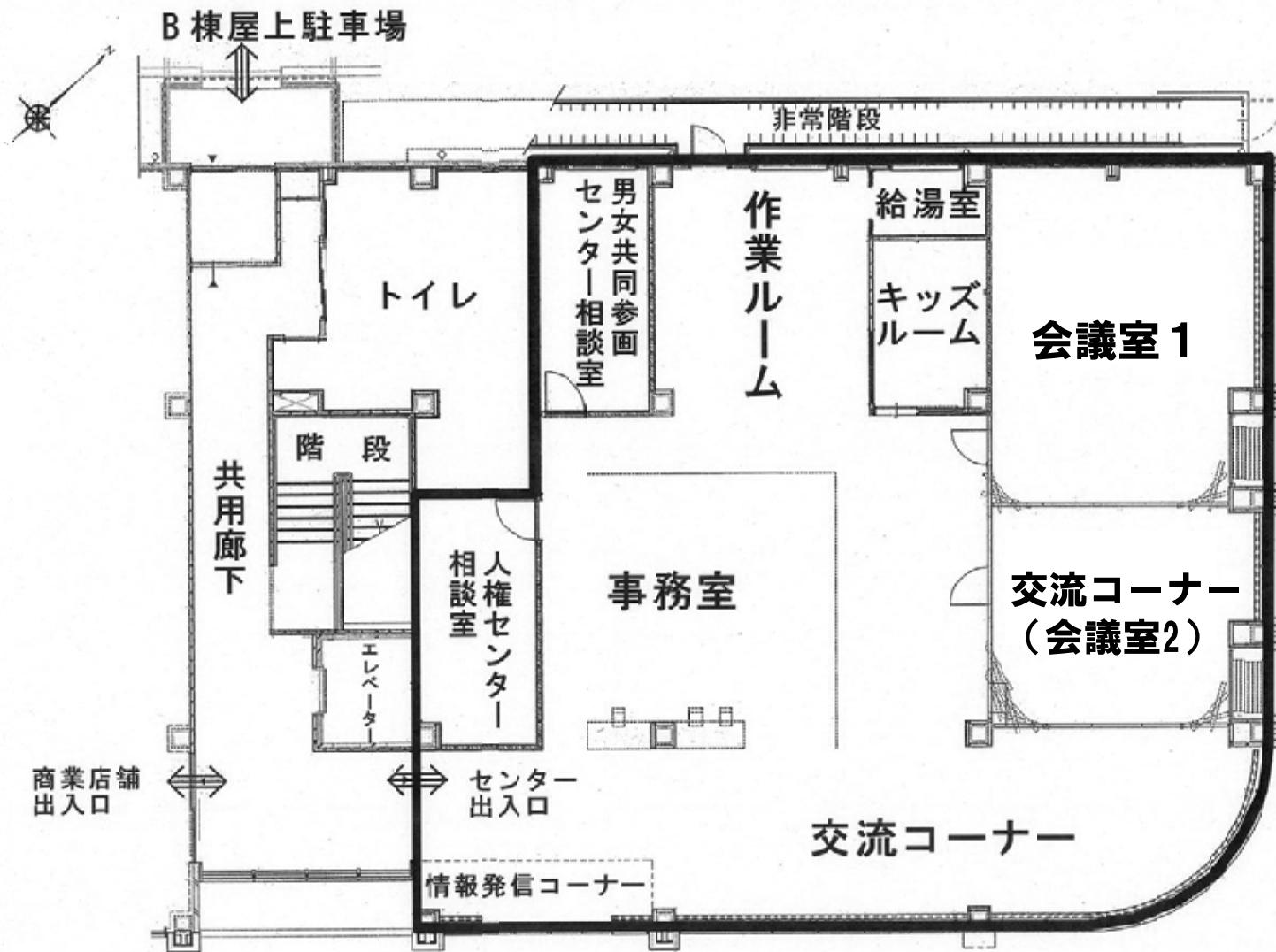
名張市人権センター

人権問題に対する課題等の解決を図るために調査・研究事業、啓発事業等を推進するとともに、その立地環境を活かして、多くの人のセンター利用を進めロビー機能も図ることにより、名張市人権センターの活動拠点として積極的な事業展開を行い、「人権尊重都市　名張市」の実現を目指します。

主な事業の内容

[相談]	人権相談員による相談受付 各種相談機関の紹介
[教育・啓発]	人権に関する「市民文化講座」の開催 ホームページ、啓発冊子、啓発物品等による啓発 人権に関する図書、ビデオライブラリーの充実と貸し出し
[人材育成]	「人権まちづくりリーダー養成講座」の開催 人権問題に関する企業研修会の開催
[調査・研究]	人権に関する意識調査、実態調査結果等の検討
事務の体制	名張市人権センター職員2名（臨時職員含む）

(仮称)名張市市民情報交流センター施設配置図 (A棟 2階)



名張市市民活動支援センター事業実施要綱

平成16年3月25日告示第42号

改正

平成18年1月30日告示第12号

平成21年6月10日告示第100号

名張市市民活動支援センター事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自主的な市民公益活動を支援する名張市市民活動支援センター事業(以下「センター事業」という。)の実施に関し必要な事項を定め、市民と行政との協働によるまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(設置場所)

第2条 センター事業を実施するための拠点(以下「支援センター」という。)を名張市市民情報交流センターに置く。

(利用時間等)

第3条 支援センターの利用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 利用時間は、午前9時から午後7時までとする。

(2) 休館日は、月曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日)及び12月29日から翌年の1月3日までとする。

(事業の内容)

第4条 支援センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 市民公益活動情報の収集及び提供に関すること。

(2) 市民公益活動に係る相談及び調整に関すること。

(3) 市民公益活動団体、人材の育成及び支援に関すること。

(4) その他市民公益活動の支援に関すること。

(運営委員会)

第5条 支援センターの円滑な運営を図るため、名張市市民活動支援センター運営委員会(以下「委員会」という。)を設置し、事業計画の検討及び事業実施上の諸問題について協議するものとする。

- 2 委員会は、委員20人以内をもって組織し、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。
- 5 委員会は、必要に応じて会長が招集する。

(事業の委託)

第6条 市長は、公益活動を行うことを主たる目的とする団体であつて、この事業を適切に運営することができるものと見込まれるものに委託することができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月27日から施行する。

附 則(平成18年1月30日告示第12号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成21年6月10日告示第100号)

この要綱は、平成21年6月13日から施行する。



平成21年度「新しい公」推進のため 名張市提案公募型事業を募集します！！

目的

名張市総合計画（理想郷プラン）の推進を図り、市民の創意を活かし、将来にわたり、市民が誇りの持てる個性豊かな地域社会の実現を目的とし、先駆性、機敏性、専門性、地域性、広域連帯性等の特性を有する市民公益活動団体等がその特性を活かすことのできる事業について、その企画の立案や運営を委託もしくは補助する提案公募型の事業です。

（1）対象団体（共通事項）

- ・市民が主体となった公益活動を行う団体・NPO 法人、または、これらの団体や NPO 法人が主体になって構成する組織など。
- ・活動の拠点が名張市内にあること。
- ・非営利で活動をしていること。
- ・応募した事業の企画から実施、運営、完了まで実行できること。
- ・政治活動、宗教活動、または公益を害する活動を目的としていないこと。

※対象団体（「新しい公」推進のための委託事業のみにかかる部分）

- ・1年以上の実績のある団体（ただし、実行委員会は除く）

※対象団体（名張市提案公募型事業補助金のみにかかる部分）

- ・名張市提案公募型事業補助金の交付対象団体は基礎的コミュニティ及び地域づくり組織については補助対象団体としません。
- ・名張市提案公募型事業補助金の応募団体は5人以上で組織し、活動を継続できる見込みがあること。

（2）委託事業・補助対象事業実施期間

- ・契約又は補助金交付決定の日から平成22年3月31日までの間に実施される事業

（3）応募の方法

応募期間

平成21年4月6日（月）～5月15日（金）（必着）

提出書類

委託事業と補助金では応募書類等が異なりますので、応募を検討される場合は、一度、地域経営室へご相談下さい。

また、企画提案についても、さらに効果的なものにするため、応募の前に事前に該当の担当室と相談していただきます。



※ 「はじめの一歩・あしたへ一歩」コースの提出書類の中にある掲示用事業提案書及び掲示用事業報告書は、提案発表（プレゼン）の前と各選考団体からの事業報告があった後に市役所1階ロビーに掲示し、市民へ広くPRします。



☆委託事業・補助金のコース紹介☆



(1) 「新しい公」推進のための委託事業

市が行う事務事業の中で、市民活動団体が持つ先駆性、機動性、独創性、柔軟性などの特性を發揮し、取組んだほうが、より効果や効率の向上が期待できるものについて、その企画の立案や運営を委託する提案公募型の委託事業です。

委託事業一覧

	事業名称	委託金額	担当室
1	非核平和事業	20万円以下	総務室
2	市民活動支援センター企画事業	50万円以下	地域経営室
3	迷い犬の飼い主探しおよび保護事業	13万円以下	環境対策室
4	わんわんしつけ事業	8万円以下	環境対策室
5	園芸福祉推進事業（花の植栽、壇維持管理）	20万円以下	農林振興室
6	園芸福祉推進事業（園芸福祉市民講座）	14万円以下	農林振興室
7	市民農業講座事業（田舎の味おばちゃん講座）	12万円以下	農林振興室
8	男女共同参画社会の創造研修	12万円以下	人権・男女共同参画室

(2) 名張市提案公募型事業補助金「はじめの一歩」「あしたへ一歩」コース

名張市総合計画の推進を図り、市民の創意を活かし、将来にわたり、市民が誇りの持てる個性豊かな地域社会を実現するため、市民公益活動団体が行う市民公益活動に対し補助金を交付します。

補助金の区分		補助金額
「はじめの一歩」コース	設立3年以内の団体が新たに実施する活動で、今後の活動基盤の確立が見込める補助事業	補助対象経費の4分の3に相当する額 (上限10万円)
「あしたへ一歩」コース	1年以上継続して活動を行っている団体が新たに実施する活動又は現在取り組んでいる活動を拡張したり、受益者の対象を広げるなど、新たな展開で行なう活動で、運営基盤の強化が見込める補助事業	補助対象経費の2分の1に相当する額 (上限20万円)

(3) 名張市提案公募型事業補助金「美し国チャレンジ」コース

別紙資料をご覧下さい。



☆経費について☆

(1)「新しい公」推進のための委託事業にかかる経費などについて

下記の～の事項に注意して、委託料の積算を行ってください。

原則として、第三者への再委託費（一部委託は除く）およびこれらに準じる支出は認めません。

委託料を積算する際の経費として認められるものは、下記のものとします。

科 目	経費の種類
人 件 費	対象事業にかかるスタッフ・臨時雇い賃金などの人件費
報 償 費	事業実施のために必要な講師、指導者、専門家などへの謝金など
旅 費	講師、指導者、専門家等、事業に必要な交通費や宿泊費の実費
食 料 費	事業実施のために必要な講師、指導者、専門家への昼食代など（ただし、講演などの時間が通常の食事時間にかかる場合において提供する社会通念上妥当と考えられる金額のものに限る。）
需 用 費	事業実施のために必要な参加者募集案内、広報ポスター、資料、活動報告書、パンフレットなどのコピーや冊子作成のための印刷費、製本費、記録写真の現像料・プリント料・用紙代・写真フィルム代など
使用料およ び 貸 借 料	会議室、施設、機具、物品などの使用料やバス等の借上料（団体が自ら所有している施設、物品などを除く）
委 託 料	事業実施のために必要な委託料（調査委託やホームページの作成など）
通信運搬費	募集案内、会議資料、活動資料、事業実施に必要な資材料費等を送付するための郵送料や宅配便料、電話代 ほか
備品購入費	事業実施のために必要な備品購入費
保 険 料	事業実施に必要な行事保険、講師・指導者が加入する損害賠償保険など（市の市民活動保険の対象とならないものなど）
諸 経 費	団体の事務費等として、諸経費を総事業費の6%まで計上することができます。

委託料以外の収入として、サービスの受益者から実費程度の負担金を徴収し、事業費に充てることもできます。ただし、金額などは市と実施団体が協議のうえ決定するものとします。なお、委託料以外の収入を見込み、不足が生じたときは受託者が負担するものとします。

(2) 名張市提案公募型事業補助「はじめの一歩・あしたへ一歩コース」の対象となる経費について

「はじめの一歩・あしたへ一歩」コースの補助対象事業に要した経費のうち補助の対象となる経費は、下記の表のとおりです。ただし、いずれの経費も原則として事業実施団体の構成員へ支払われるものについては対象外とします。

科 目	経費の種類
報 償 費	事業実施のために必要な講師、指導者、専門家等への謝金など
旅 費	講師、指導者、専門家等、事業に必要な交通費や宿泊費の実費
食 料 費	事業実施のために必要な講師、指導者、専門家等への昼食代など (ただし、講演等の時間が通常の食事時間にかかる場合において提供する社会通念上妥当と考えられる金額のものに限る。)
需 用 費	事業実施のために必要な参加募集案内、広報ポスター、資料、活動報告書、パンフレットなどのコピーや冊子作成のための印刷費、製本費、記録写真の現像料・プリント料・用紙代・材料代・写真フィルム代等
使用料および賃借料	会議室、施設、器具、物品等の使用料やバス等の借上料(団体が自ら所有している施設、物品等を除く)
委 託 料	事業実施のために必要な委託料(調査委託やホームページの作成等)
通 信 運 搬 費	募集案内、会議資料、活動資料、事業実施に必要な資材料等を送付するための郵送料や宅配便料、電話代 ほか
備 品 購 入 費	事業実施のために必要な備品購入費
保 険 料	事業実施に必要な行事保険、講師・指導者が加入する損害賠償保険等 (市の市民活動保険の対象とならないもの等)
そ の 他	その他、事業の実施に必要な経費(簡易な工事に係る費用など)

(3) 名張市提案公募型事業補助金「美し国チャレンジ」コースの対象となる経費について 別紙資料をご覧下さい。

☆事業の選考について☆

(1) 選考方法

- 「新しい公」推進のための委託事業、名張市提案公募型事業補助金ともにプレゼンテーションにて事業提案をしていただき選考します。はじめの一歩・あしたへ一歩コースについては書類選考との合計点により選考します。
- 選考委員による申請書及びプレゼンテーションにて事業提案の合計点数の高いものから選考されます。
- 「新しい公」推進のための委託事業のプレゼンテーション実施日は5月30日(土)を予定しています。
- 名張市提案公募型事業補助金のプレゼンテーションの実施日は5月31日(日)を予定しています。



(2) 選考基準

《審査基準》委託事業・美し国チャレンジコースはそれぞれ審査基準を別に定めており、詳しくはお問合せ下さい。

	審査項目	内容	審査点数
1	趣旨・公益性	市の総合計画を推進する事業で、市民公益活動の促進が内容に反映されているか。	10
2	共感性	市民の共感が得られやすい事業内容であるか。	10
3	実効性	実行可能な方法、スケジュール、予算で事業計画が立案されているか。	10
4	市民参加・PR	事業のPR、市民参加に工夫がみられるか。参加者の見込みは妥当か。	10
5	特色・工夫	先駆性・機動性・独創性など、提案内容に特色や工夫があるか。	10
6	自立・継続性	事業後も自立した活動として展開が期待できるか。また、自己努力による資金確保に努めているか。	10
7	提案説明	プレゼンテーションなどを通じ、事業内容を分かりやすく説明することができたか。	10

《評価区分と評価指数》

区分	評価指数
高く評価できる	9~10
「高く評価できる」と「普通」の間の評価	7~8
「普通」	5~6
「普通」と「あまり評価できない」の間の評価	3~4
あまり評価できない	1~2

平成 21 年度「新しい公」推進のための 名張市提案公募型事業計画から実施までの流れ(イメージ)

募集する事業

市民活動団体のもつている先駆性、機動性等の特色を発揮して名張市総合計画(理想郷プラン)を推進することのできる事業等

募集事業の種類について

委託事業	8 事業
「はじめの一歩」コース	6 事業(予定)
「あしたへ一歩」コース	7 事業(予定)
「美し国チャレンジ」コース	2 事業(予定)

補助限度額

「はじめの一歩」コースは 10 万円以内
 「あしたへ一歩」コースは 20 万円以内
 「美し国チャレンジ」コースは 50 万円以内

- * 団体の運営費や施設等の財産の取得のための経費は対象になりません。
- * 応募しようとする団体は事前に地域経営室に相談をしてください。
- * 事業計画に基づく事業経費は、市から団体に支出します。

事業の実施期間

補助金交付決定後(6月上旬以降)から平成22年3月31日までの間の事業に必要な期間

美し国チャレンジコースについては9月以降から平成22年3月31日までの間の事業に必要な期間



市民公益活動の発展につなげよう

みんなで企画内容
や予算を考える



事業応募書を市
に提出



企画・事業内容提
案の発表



選考委員会の開催
実施団体の決定



実施(詳細)計画書
の作成

契約(委託事業のみ)



事業の実施



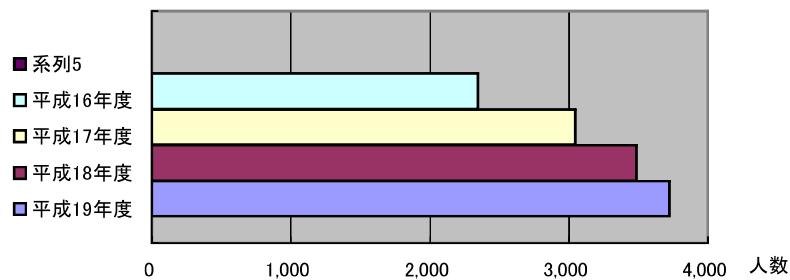
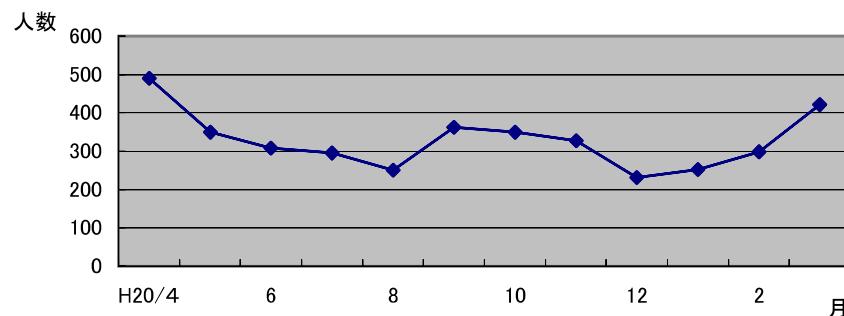
事業報告書を市に
提出

事業結果・成果のまとめ公表
事業報告会

市民活動支援センター利用者数(H16/4~H21/3)

月	H20/4	5	6	7	8	9	10	11	12	H21/1	2	3	H20年度合計
利用者 人数	490	349	308	296	250	362	349	327	231	252	299	421	3934
前年比	130%	113%	101%	116%	116%	129%	91%	119%	85%	88%	86%	99%	105%
(夜間利用) 人数	0	21	0	0	7	0	9	0	10	43	16	9	115
利用者の内数 日数	0	2	0	0	1	0	1	0	1	4	2	1	12
開館日数	24	24	25	27	27	24	27	25	22	23	23	25	296
1日平均利用者数	20	15	12	11	9	15	13	13	11	11	13	17	13

月	H16年度 月平均	H16年度 合計	H17年度 月平均	H17年度 合計	H18年度 月平均	H18年度 合計	H19年度 月平均	H19年度 合計
利用者 人数	195	2,344	254	3,046	290	3,485	310	3,724
前年比	***	***	130%	130%	114%	114%	107%	107%
(夜間利用) 人数	12	139	8	98	7	79	9	113
利用者の内数 日数	1	12	0.9	11	1	12	1	17
開館日数	***	271	***	295	***	292	***	293
1日平均利用者数	***	9	***	10	***	12	***	13



簡易印刷機・コピー機使用状況 (H16/4~H21/3)

月	H20/4	5	6	7	8	9	10	11	12	H21/1	2	3	H20年度 合計	H20年度 月平均	
コピー機	件数(件)	54	29	29	29	34	36	42	30	24	20	30	40	397	33
	枚数(枚)	1,618	852	873	722	684	485	1,181	622	421	713	538	1,344	10,053	838
	金額(円)	16,610	8,760	8,870	7,740	6,870	4,850	11,810	6,220	4,210	7,130	6,380	18,790	108,240	9,020
簡易印刷機	件数(件)	187	140	139	131	95	131	183	116	90	71	112	175	1,570	131
	枚数(枚)	106,085	78,539	96,398	77,136	51,335	62,361	64,105	53,120	47,082	26,101	69,357	195,867	927,486	77,291
	金額(円)	92,874	50,223	59,594	52,477	35,052	45,165	46,128	39,186	41,926	22,063	46,563	129,540	660,791	55,066
大判プリンター	件数(件)	28	33	40	31	43	68	72	51	25	19	34	51	495	41
	枚数(枚)	97	103	146	195	155	327	328	211	116	130	220	120	2,148	179
	金額(円)	19,240	31,140	34,590	31,560	31,650	63,710	66,400	41,100	24,320	23,640	43,920	30,700	441,970	36,831
合計	件数(件)	269	202	208	191	172	235	297	197	139	110	176	266	2,462	205202
	金額(円)	128,724	90,123	103,054	91,777	73,572	113,725	124,338	86,506	70,456	52,833	96,863	179,030	1,211,001	100,917
	前年比	154%	128%	168%	147%	127%	110%	104%	106%	71%	79%	148%	164%	123%	123%

月	H16年度 月平均	H16年度 合計	H17年度 月平均	H17年度 合計	H18年度 月平均	H18年度 合計	H19年度 月平均	H19年度 合計	
コピー機	件数(件)	14	172	24	283	29	346	42	498
	枚数(枚)	194	2,330	430	5,162	606	7,276	1,030	12,362
	金額(円)	1,954	23,450	4,375	52,500	5,783	69,400	10,875	130,500
簡易印刷機	件数(件)	42	504	82	982	108	1,295	124	1,483
	枚数(枚)	26,559	318,705	52,416	628,996	60,656	727,881	62,942	755,309
	金額(円)	19,805	237,661	40,827	489,918	44,120	529,438	43,392	520,698
大判プリンター	件数(件)	***	***	***	17	23	274	34	409
	枚数(枚)	***	***	***	41	103	1,231	141	1,689
	金額(円)	***	***	***	15,110	20,808	249,700	27,751	333,010
合計	件数(件)	56	676	107	1,282	160	1,915	199	2,390
	金額(円)	21,759	261,111	46,460	557,528	70,712	848,538	82,017	984,208
	前年比	***	***	***	214%	152%	152%	116%	116%

